

鳥取県告示第 537 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 7 月 25 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
有限会社室山商店 代表取締役 室山誠	倉吉市住吉町 65	有限会社室山商店 介護事業所らご	倉吉市住吉町 72-2	特定介護予防 福祉用具販売	平成 20 年 7 月 17 日
社会福祉法人中部福祉会 理事長 田熊博文	東伯郡北栄町 東園 331-1	北栄デイサービス センターあすま園	東伯郡北栄町東園 329	介護予防通所 介護	〃